

議案第16号

富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月22日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

国民健康保険に加入する子育て世帯の負担軽減を図ることを目的に、18歳以下の国民健康保険の被保険者が属する世帯の当該被保険者に係る国民健康保険税均等割額を減額するため、条例の一部を改正するものである。

## 富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富津市国民健康保険税条例（昭和46年富津市条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額の特例）

- 17 当分の間、国民健康保険の被保険者のうち18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「特例対象者」という。）が属する世帯における、第2条第2項に規定する基礎課税額及び同条第3項に規定する後期高齢者支援金等課税額については、特例対象者に係るそれぞれの被保険者均等割額に100分の30を乗じて得た額に相当する額を減額して算定するものとする。ただし、特例対象者が第10条又は第11条の規定の適用を受ける場合は、当該規定の適用後のそれぞれの被保険者均等割額に100分の30を乗じて得た額に相当する額を減額して算定するものとする。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の富津市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。